

## 学生・教職員・保護者の皆様へ

### 学生の逮捕について（報告）

本年 7 月末、本学情報学部生が婦女暴行容疑で逮捕拘留された事件につきまして、調査結果と経緯を報告いたします。

当該学生は、警察・検察による 20 日間の身柄拘留・取り調べの結果、事件性が認められず釈放され、また、告訴も取り下げられました。その後、検察庁は不起訴と判断しております。本学で設置した調査委員会にて慎重に調査し、全学学生委員会で審議した結果、事件性はもとより、本学の学生懲戒規程に抵触する事実は認められませんでした。

しかしながら、一連の経緯の中で当該学生の軽率な行動があったことは事実であり、この点については情報学部長より厳重に注意を申し渡しました。

本件は、新聞及びテレビ等のメディアを通じて婦女暴行容疑事件として報道され、皆様に多大なご心配をお掛けしましたが、以上の事実が確認されましたことをご報告いたします。

本事件は、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を介して生じた事件であり、インターネットが高度に発達した社会状況における学生指導の在り方と課題を示した社会的な問題ともいえる事件でありました。

本学では、インターネットの適切な活用等の教育的取り組みをさらに強化するとともに、学生として守るべき倫理観、法令遵守に一層努める所存であります。

平成 21 年 9 月 25 日

教育担当理事 山本義彦